

更別村農業委員会議事録

令和8年 第8回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和8年 8月25日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和8年 8月25日 (13時25分開会、14時10分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	早 坂 正 直	出席	7	委員	瀬田川 憲 吾
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	西 川 朋 憲
出席	3	委員	家 常 直 輝	出席	9	委員	原 すみえ
出席	4	委員	高 橋 秀 範	出席	10	委員	高 橋 英 樹
出席	5	委員	田 中 篤	出席	11	委員	日 光 裕 信

(4) 議事録署名委員

3番 家常委員 4番 高橋秀範委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 西村 悠佑
村産業課 産業課長 中村 清 産業課長補佐 知本 真也

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について (結果報告)
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立要件確認について
議案第2号 現況証明願について
議案第3号 職権による地目変更登記の通知について
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地
利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について

(7) そ の 他

- ① 令和8年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について
- ② 農業委員会委員・職員名簿の作成について
- ③ 農業経営基盤強化準備金制度に関するアンケートについて
- ④ 令和8年第9回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。若干早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和8年第8回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 悪天候の中、お集まりいただきありがとうございます。

まあ晴れていれば仕事が気になって来づらいところ、畑には良くないですけども、気楽にというか、農業委員会の定例会に心置きなく参加できると思っています。また、先日南十勝の研修会パークゴルフに参加された方お疲れさまでした。結果は安定の最下位ということで、今後も懇親会と交流に重きを置いて、大会の試合の前に1ラウンド回っているとか練習するとかはしたくないので、皆さんご協力お願いしたいと思います。個人的には懇親会に参加できなかったこと申し訳なく思っています。申し訳ありませんでした。

本日ですが、報告事項3件、議案6件となっております。慎重審議のほどお願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。3番 家常委員、4

番 高橋秀範委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。7月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、政策支援加入要件不該当届出書ですが、35歳以上の加入期間の上限の10年となったため、通常加入となるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等あればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。7月定例総会議案調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目、内容は議案のとおりで、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(3) 報告第 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

7 月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 1 件の利用調整を行っております。

内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、利用調整委員長を務められました本多委員より報告お願い致します。

【本多委員】 7 月 21 日定例総会終了後、利用調整委員会を私と高橋英樹委員、西川委員、高橋秀範委員で行いまして、書類による利用調整ということで、特に問題なく、無事に成立しました。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件について何かご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議長】 特になければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(4) 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。

こちらの議案は、改選後初めての案件ですので、まずは、先月参考冊子として配布していました、「はじめての農業委員会 4 こんにちは農業委員

会業務の手引基礎編」と書かれた冊子をご覧ください。

6 頁から「農業委員会の事務と農業委員の役割」、1) 農業委員会法第 6 条第 1 項の事務（農地の確保と有効利用）、(1) 農地法に基づく事務とありまして、7 頁の下側のピンク色の部分の、そのほか農地法に関する事務の一つ目、農地等の賃貸借の解約[農地法第 18 条]とあります。

農地の賃貸借の権利は、農地法で守られておりまして、解約する場合は都道府県知事の許可が必要となっていますが、許可不要な場合があります。貸主借主双方の合意によるもので、引渡し期限前 6 カ月以内に成立しており、書面による解約については、許可が不要となっています。

許可不要となる合意解約については、農業委員会にその旨を通知するとされておりまして、農業委員会はその内容を審査して解約が成立していることを確認することとなっています。

議案をご覧ください。今回賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

こちらは、農地法 3 条による賃貸借をしていた畑の一部について、現況宅地の部分があったため、その部分の賃貸借を解約するものです。

内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件は後ほどの議案で現況証明があります。

【議 長】 合意解約の説明がありました。この件について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは確認するものと致します。

(5) 議案第 2 号 現況証明願について

【議 長】 次に進みます。議案第 2 号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、現況証明願について説明致します。

こちらにも改選後初めての案件ですので、まずは、先月参考資料として配布していましたピンク色のフラットファイルの「条例・規則・基準・要綱等」をご覧ください。

インデックスの7を開いてください。現況証明書の取扱いについて、現況証明書は、不動産登記法による地目認定と農地法との相互の運用の円滑化を図るとともに、農地法違反事案発生防止のため農業委員会が発給している。現況証明書の発給は、農地法等の法律に基づく行政処分ではなく、農業委員会が事実上の証明行為として行っている、いわゆる行政上のサービス行為である。よって、現況が既に農地以外となっている場合であっても、新たな整備計画（転用計画）がある土地については、法的根拠のある転用許可の申請による対応を優先して行うものとあります。

登記簿上は農地に該当する地目（畑・田等）ですが現況が農地ではない場合、農地に該当するかどうかの判断は、前提として農業委員会を通さなければならない規定はありません。

しかし、場合によっては違法転用につながるおそれがありますので、農地かどうかの判断は慎重に検討する必要があり、農業委員会に相談することが望まれます。

このことから、不動産登記法による地目認定と農地法との相互運用を図るため、農地等以外の土地について、権利の登記又は建物を建築する等に際し現況の証明を必要とする方には、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会に対し現況証明願出書を提出させているところです。

2 頁ですが、現地調査の励行ということで、証明に当たっては農業委員3 名以上で現地を確認して判断となっており、農業委員会総会で審議した後証明書を発行することになっています。

3 頁ですが、北海道の事務処理要領の該当部分の抜粋となります。

議案をご覧ください。今回1 件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。1 頁から2 頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、担当委員を含む3 名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、現地確認いただいた西川委員の方より報告をお願い致します。

【西川委員】 8 月20 日に現地を確認してきました。現地は住宅用地に活用されている

ところであり、現状畑としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と高橋秀範委員、田中委員とも意見が一致しております。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(6) 議案第3号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第3号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。

こちらが改選後初めての案件ですので、先ほどご覧いただいた「条例・規則・基準・要綱等」をご覧ください。

インデックスの8を開いてください。縦書きの書類となっておりまして、下から1頁になっています。

現況は農地ですが、土地登記簿の地目が農地以外の地目となっているものについて、不動産業者等が農地法の規定による許可を受けないまま所有権移転登記を行う事例が発生していたことから、このような違反行為を原因とする登記を未然に防止するため、農地について現況地目と土地登記簿の地目とを一致させる措置を講じなさいという内容です。

2頁の上段の一番左、(3) 農業委員会は一筆の土地の全部が農地であるものについては、当該土地の管轄登記所に対し、「地目変更一覧表」を送付して職権による地目変更の登記を依頼するとあります。議案第2号の現況証明とは逆のケースとなります。

議案をご覧ください。ただ今説明したとおり、公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対し職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願うものです。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。3頁から4頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。5 頁に図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。6 頁に図面を付けております。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員にお願いをしております。

【議 長】 それでは、1 件目について現地確認いただいた瀬田川委員の方より報告
お願いします。

【瀬田川委員】 8 月 17 日現地に赴いて、現状畑として活用されておりましたので、公
簿地目を山林から畑へ地目変更登記するのが妥当と思います。

【議 長】 それでは、2 件目について現地確認いただいた原委員の方より報告お願
いします。

【原 委員】 8 月 18 日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認したことか
ら、地目変更登記を行うことが適当であると判断しました。

【議 長】 それでは、3 件目について現地確認いただいた西川委員の方より報告お
願いします。

【西川委員】 8 月 19 日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認したことか
ら、地目変更登記を行うことが適当であると判断しました。

【議 長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、まず 1 件目に
ついて、ご意見ご質問があれば、お願いします。
(質疑等無)

【議 長】 特になければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。
続いて 2 件目について、ご意見ご質問があれば、お願いします。
(質疑等無)

【議 長】 特になければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。

続いて3件目について、ご意見ご質問があれば、お願いします。
(質疑等無)

【議長】 特になければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。

(7) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。

こちらが改選後初めての案件ですので、まずは先ほどご覧いただいた農業委員会業務の手引をご覧ください。

6頁、「農業委員会の事務と農業委員の役割」、1) 農業委員会法第6条第1項の事務(農地の確保と有効利用)、(1) 農地法に基づく事務の二重マルの一つ目、農地の権利移動の許可[農地法第3条]をご覧ください。

農地の売買・賃借等による権利移動の許可申請書が提出されたら、事務局からの依頼により農業委員は、現地の状況を確認し把握します。また、審議までに現地調査も行います。ここでは複数の委員とありますが、担当委員1名で行っています。許可の可否については、審議のうえ決定しますとあります。

許可を行うに当たっては、要件がありまして、主なものとしては、機械の所有状況、従事者の数等から見て、権利の取得後、すべての農地等を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、権利を取得しようとする者又は世帯員等が、必要な農作業に常時従事すると認められること、耕作又は養畜の事業の内容、農地等の位置、規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、周辺地域における農業上の利用の確保に支障を生ずるおそれがないことなどになります。この要件を満たさなければ許可出来ないことになります。

議案に戻りまして、売買2件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

こちらは2件とも河川用地を村から取得するものです。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。7頁が図面、8頁から申請書の写しを付けてお

ります。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、8頁右の真ん中あたりの「4 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の経営地の状況」から、10頁左の「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。12頁に図面を付けています。13頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは、1件目について、現地確認いただいた高橋英樹委員の方より報告をお願いします。

【高橋英樹委員】 8月20日に現地に赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、2件目について、現地確認いただいた瀬田川委員の方より報告をお願いします。

【瀬田川委員】 8月17日現地に赴き、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 それでは、まず1件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

続いて、2件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

- (8) 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等 4 件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 1 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 1 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

売買の 1 件目、内容は議案のとおりで、こちらは前回の定例総会において、所有権移転調整についての報告と、買入協議の要請についての審議をしており、今回は農地売買等事業の貸付タイプで農業公社が買入するものです。

売買の 2 件目、内容は議案のとおりで、こちらも前回の定例総会において、所有権移転調整についての報告と、買入協議の要請についての審議をしており、今回は農委売買等事業の貸付タイプで農業公社が買入するものです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず、賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて、賃貸借 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて、売買 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

続いて、売買 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

ここで次の議案の準備のため、休憩します。

(知本課長補佐入室)

(9) 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について

【議長】 それでは再開します。次、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について、説明いたします。

まずは、先ほどの農業委員会業務の手引をご覧ください。

8 頁です。「(2) 基盤法に基づく事務」の一つ目の二重マル、「基本構想に

対する意見」、「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（基本構想）」を市町村が策定又は変更する際に農業委員会の意見を聴くことになっており、総会で基本構想（案）に対し委員会としての意見をまとめる必要があります。

基本構想についての説明があり、「基盤法に基づき地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるもので、将来育成すべき農業経営の目標の設定とその実現に向けての措置などを明らかにしたもの」が基本構想です。

議案に戻りまして、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき、更別村から意見を求められましたので、審議願うものです。

議案資料17頁からが改正の内容となります。

内容につきましては、産業課の方から説明させていただきます。

【担当】 役場産業課知本です。よろしくお願いします。私の方から説明させていただきます。

お手元にごさいます資料17頁、新旧対照表と、その後ろに45頁なんですけども、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想案のうち、新旧対照表を元に今回説明いたしますので、こちらをご覧ください。

基本構想については先ほど事務局長から説明があったとおりで、本村の現在の基本構想は令和4年5月に策定、令和5年9月に見直しをしており、令和12年までの10年間について農業経営が目標とする所得水準や労働時間などを示しているものでございます。馴染みなところで言いますと、認定農業者になるための所得水準がこちらの基本構想で定められています。

通常5年ごとの見直しが行われるものでして、今回その改訂年に当たりますので、今回意見を求めるものです。

続きまして、記載内容について説明いたします。道が示す記載例を元に本村独自の取り組みや現状等を加えて今回作成しております。ボリュームがありますので、主要な変更点のみ説明させていただきます。基本構想を横向きで見てもらいまして、その下に書かれている頁数で説明しますのでよろしくお願いします。

2頁をご覧ください。第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 2 番更別村農業の現状と課題では、本村の耕作面積、前回、右側にあります50.5haから今回2025年の農林業センサスで52.8ha等、それぞれ最新のデータに修正しております。

続きまして4ページになります。3 番農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とすべき所得水準及び労働時間では、前回同様に令和5年から令和7年までの本村の農業者以外の方も含めて所得平均額を算出した結果40万円ほど減額となり、前は410万円だったんですけど今回370万円になりましたので、新たに数字として設定しております。

続きまして6ページになります。(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保では、上段から9行目に本村目標とする農業法人数が記載されていますが、令和4年1月には14経営体に対して、令和8年1月現在で17経営体となっていることから、前回の目標数20経営体から25経営体に増加させています。

続きまして8ページになります。下段(5)農用地の利用集積と集約化では、前回は地域計画の策定及び実現に向けてという文言でしたが、令和7年3月に行政区ごとの地域計画を作成したため、今後は、その地域計画の実現に向けての目標に修正しております。

飛びまして14ページになります。第5の1番ですが、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標としまして、本村耕作面積の内、村外農業者及び農業者以外の耕地面積を除いた集積率は前回から変化が少なく同様目標となる98%に設定しております。ちなみに全国の集積率が現在62.1%、北海道の全体の集積率が92.5%となっております。

以上が、今回の見直しにおける主な変更点でございますが、その他、法令の改正や基本方針の改訂に伴う文言整理等を行っております。

今後の手続きとしては、農業委員会及び農協への意見照会後、北海道との協議と知事の同意を経て、令和8年12月末までに基本構想の変更に係る公告をする予定となっております。

【議長】 ただいま産業課の方から農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて説明をいただきましたが、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、今回更別村で作った農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について、この形で進めてもらってよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この形で進めていただきたいと思います。

以上で議案審議の方は終了となります。

(知本課長補佐退室)

6. その他の協議状況

(1) 令和8年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について

【議長】 それではその他の方へ移らせていただきます。まず1番目、令和8年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について説明をお願い致します。

※ 議案資料68頁により説明。当農業委員会は協議会がないため準会員。会費は1人当たり200円で、村の予算で計上済。

(2) 農業委員会委員・職員名簿の作成について

【議長】 次、2番目、農業委員会委員・職員名簿の作成について説明をお願い致します。

※ 議案資料69頁により説明。

(3) 農業経営基盤強化準備金制度に関するアンケートについて

【議長】 次、3番目、農業経営基盤強化準備金制度に関するアンケートについて説明をお願い致します。

※ 議案資料70頁により説明。

(4) 令和8年 第9回農業委員会定例総会について

※第9回定例総会は、9月25日（金）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 以上で終わりたいと思います。お疲れのところ、ご苦労様でした。